

○徴収事務規程の運用について

(平成25年3月29日東地企第206号次席検事依命通達)
本庁部局長・立川支部長・管内区検察庁の長宛て
改正 平成26年 3月28日東地企第166号
同 26年 5月30日東地企第303号

平成25年3月19日付け法務省刑総訓第4号法務大臣訓令をもって徴収事務規程（以下「規程」という。）の全部が改正され、本年4月1日から施行されるところ、その運用については、昭和42年2月10日付け法務省刑事（総）第77号刑事局長依命通達「徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について」、平成8年3月8日付け法務省刑総第201号刑事局長依命通達「徴収事務規程の改正について」、平成25年3月19日付け法務省刑総第408号刑事局長依命通達「徴収事務規程の改正について」等のほか、下記事項に留意の上、遗漏のないようにされたい。

なお、平成21年4月17日付け東地企第295号当職依命通達「徴収事務規程の運用について」及び昭和62年4月1日付け東地会第452号当職依命通達「徴収金保管事務取扱要領の実施について」は、平成25年3月31日限り廃止する。

記

1 規程第12条関係

検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）により管理済みであることを示すため、調定番号等を訴訟記録等に記入して押印する場合には、調査の便宜上訴訟記録等の表示箇所及びその方法を統一する必要があると認められるので、これを次のとおりとする。

- (1) 罰金、科料、追徴金、訴訟費用等については、裁判書原本の余白に調定済みの表示及び調定番号を記入する。訴訟費用については、金額も記入する。
- (2) 過料及び没取については、裁判所から送付された決定謄本の余白に調定番号を記入する。ただし、過料事件につき別に決定書が作成されないものについては、記録に調定番号を記入する。

2 規程第13条関係等

今回の全部改正によって、徴収事務において検察システムが全面的に導入されたが、規程第13条、第16条、第17条等にある徴収主任の職務に関する規定は、徴収事務のうち特に重要なものを徴収主任の事務として取り扱わせ、もって徴収事務の適正を期する趣旨であり、検察システムが導入されても何ら変わるものではないから、引き続き徴収主任はよくその趣旨を理解し、他の職員に任せて放任することのないよう留意する。

4 規程第16条、第17条関係

徴収事務の運用上の便を図るため、一部納付の申出があった場合は一部納付願（様式第1号）を、納付延期の申出があった場合は納付延期願（様式第2号）を、それぞれ必要に応じて徴する。

5 規程第21条、第24条、第44条、第68条関係

徴収金が送付された場合における検事正が指定した者（以下「徴収金保管者」という。）と徴収主任との間の事務手続等は、次のとおりとする。

(1) 徴収主任に対する通知

徴収金保管者は、徴収金（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第16条第2項の規定による犯罪被害財産の価額を含む追徴の裁判に係る徴収金（以下「犯罪被害財産追徴金」という。）を除く。以下(2)ないし(6)において同じ。）を納付するため送付された現金、証券又は印紙（以下「現金等」という。）を受領したときは、徴収金保管簿（規程様式第15号。以下「保管簿」という。）に所定の事項を登載しこれを保管した上、保管簿又はその写しを現金封筒等と共に徴収主任に回付して、現金等を保管している旨を通知する。

徴収金に係る裁判が確定する前に徴収金（仮納付を除く。）の納付の申立て又は送付があり、やむを得ない事情があると認めて受領したときも、前同様の手続を行う。

(2) 徴収金預り書の交付

徴収金保管者は、徴収金に係る裁判が確定する前に徴収金（仮納付を除く。）の納付の申出又は送付があつて現金等を受領した場合において、その徴収金が申出に係るものであるときは、徴収金預り書（様式第3号）を交付し、送付に係るものであるときは、送付者から交付の請求があつたときに限り、これを送付する。

徴収金の納付の申出又は送付があつた場合において、検察システムにより管理されていないため、これを直ちに収納できないときも、前同様の手続を行う。

(3) 徴収主任の手続

徴収主任は、徴収金保管者から前記(1)による通知を受けた場合は、検察システム等により徴収すべき金額等を調査した上、徴収金保管者に対し、次の手続を行う。

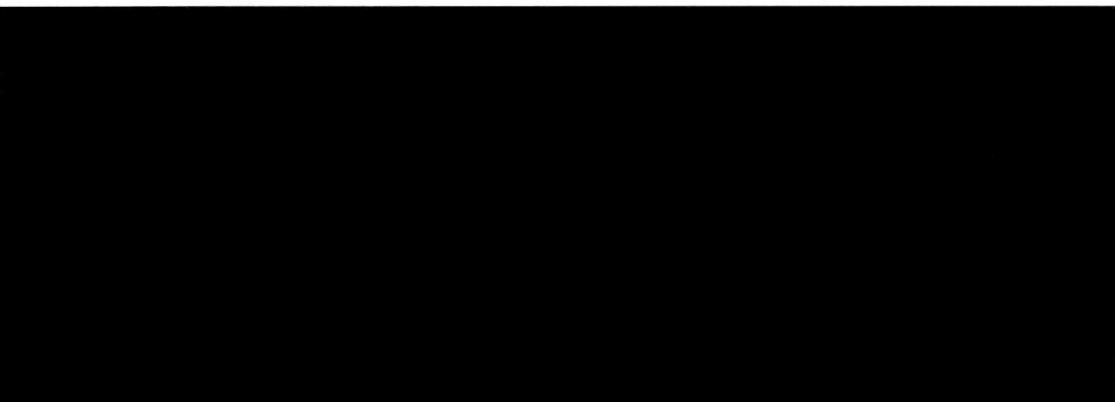
ア 徴収金が直ちに収納できるものである場合は、保管簿又はその写しの所定欄に徴収金の種別、徴収番号又は調定番号を記入するなどの方法により通知するとともに、徴収金が現金又は証券であるときは、徴収・収納済通知書を徴収金保管者を経由して収入官吏に送付する。

イ 徴収金が直ちに収納できないものである場合は、保管簿又はその写しの徵収番号又は調定番号欄に直ちに収納できない理由及び引き続き保管されたい旨を記載するなどの方法により通知する。

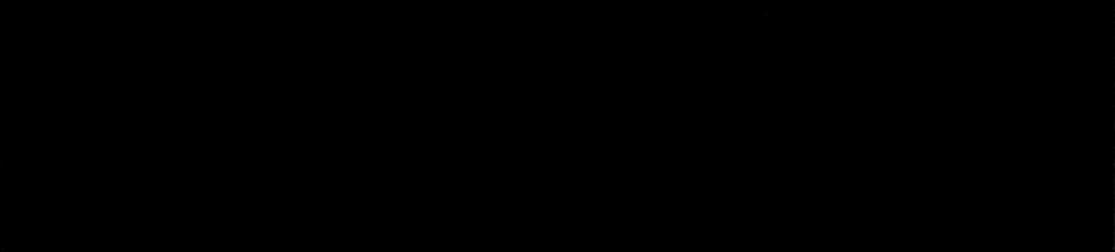
　収納できない理由がなくなったときは、納付義務者の氏名、徵収金の種別・金額、保管簿の進行番号を明示して、その旨を通知する。

ウ 他庁等へ回送し又は納付義務者等に還付する必要があるものについては、保管簿又はその写しにその旨を記入して通知する。

(4)



(5)



(6) 払出し及び回送等の手続

ア 徴収金保管者は、前記(3)、ア及びイ後段の通知を受けた場合は、徵収金が現金又は証券であるときは、徵収・収納済通知書及び保管簿若しくは管理簿又はそのいずれかの写しと共に現金又は証券を収入官吏に送付する。この場合において、現金又は証券が預金されているときは、小切手を振り出してこれを送付する。

　徵収金が印紙であるときは、保管簿若しくは管理簿又はそのいずれかの写しと共に印紙を徵収主任に送付する。

イ 前記(3)、ウの通知を受けた場合は、徵収金回送書（様式第5号）又は徵収金還付書（様式第6号）を作成した上、当該徵収金の現金等を他庁に回送し又は納付義務者等に還付して、それぞれ徵収金領収書（様式第7号又は第8号）を徴する。この場合において、現金又は証券が預金されているときは、小切手を振り出してこれを現金化した上回送し又は還付する。

(7) 犯罪被害財産追徴金に関する手続

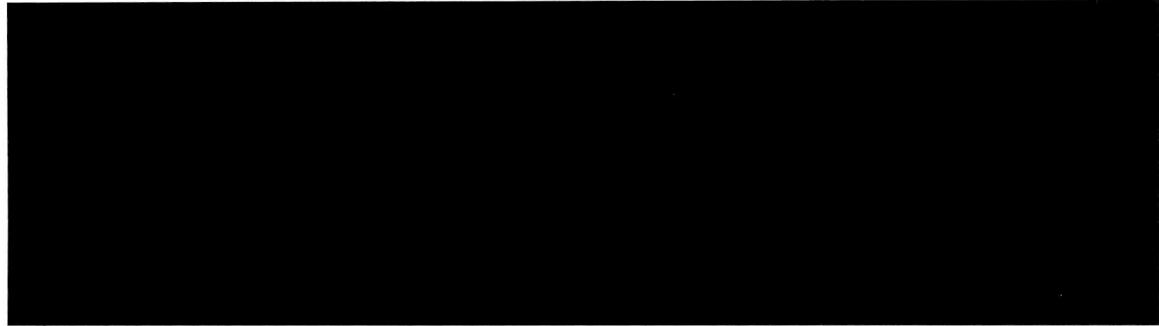
　前記(1)ないし(6)の手続は、犯罪被害財産追徴金が送付された場合について

準用する。この場合において、「徴収・収納済通知書」とあるのは「犯罪被害財産追徴金提出書」と、「収入官吏」とあるのは「歳入歳出外現金出納官吏」と、それぞれ読み替える。

6 規程第41条関係

規程第41条第2項に定める検事長の許可を受ける場合には、検事正名義の上申書によりこれを行う。

7



(3) 日銀納付制度の周知方について

ア 裁判所において略式命令謄本を送達する際に同封してもらう「お知らせ」と題する書面（様式第9号）は、事前に対応裁判所に送付しておくこととする。

イ 納付告知書（甲）及び督促状（甲）を発出する際は、納付義務者に対する周知のため、納付場所（金融機関）、方法等について記載した書面を同封する。

8 規程第59条関係

当庁管内に所在する財産に対する強制執行手続は、必要に応じて本庁に嘱託することとされているので、支部及び管内区検察庁（東京区検察庁については道路交通部に限る。）の検察官が徴収金に係る強制執行をするため執行指揮の嘱託を本庁の検察官にするときは、強制執行手続依頼書（規程様式第20号）及び徴収命令書（規程様式第19号）を作成（ただし、日付、庁名及び検察官名は空欄とする。）し、かつ、強制執行の対象となる財産の種類及び内容等をできる限り具体的に把握した資料を添付する。

9 規程第65条関係

(1) 支部長又は管内区検察庁の庁務を掌理する検察官（以下「支部長等」という。）は、徴収主任から提出を受けた印紙納付調査書添付の印紙納付書を、年度経過後検事正に提出されるまでの間、次の者にこれを保管させる。

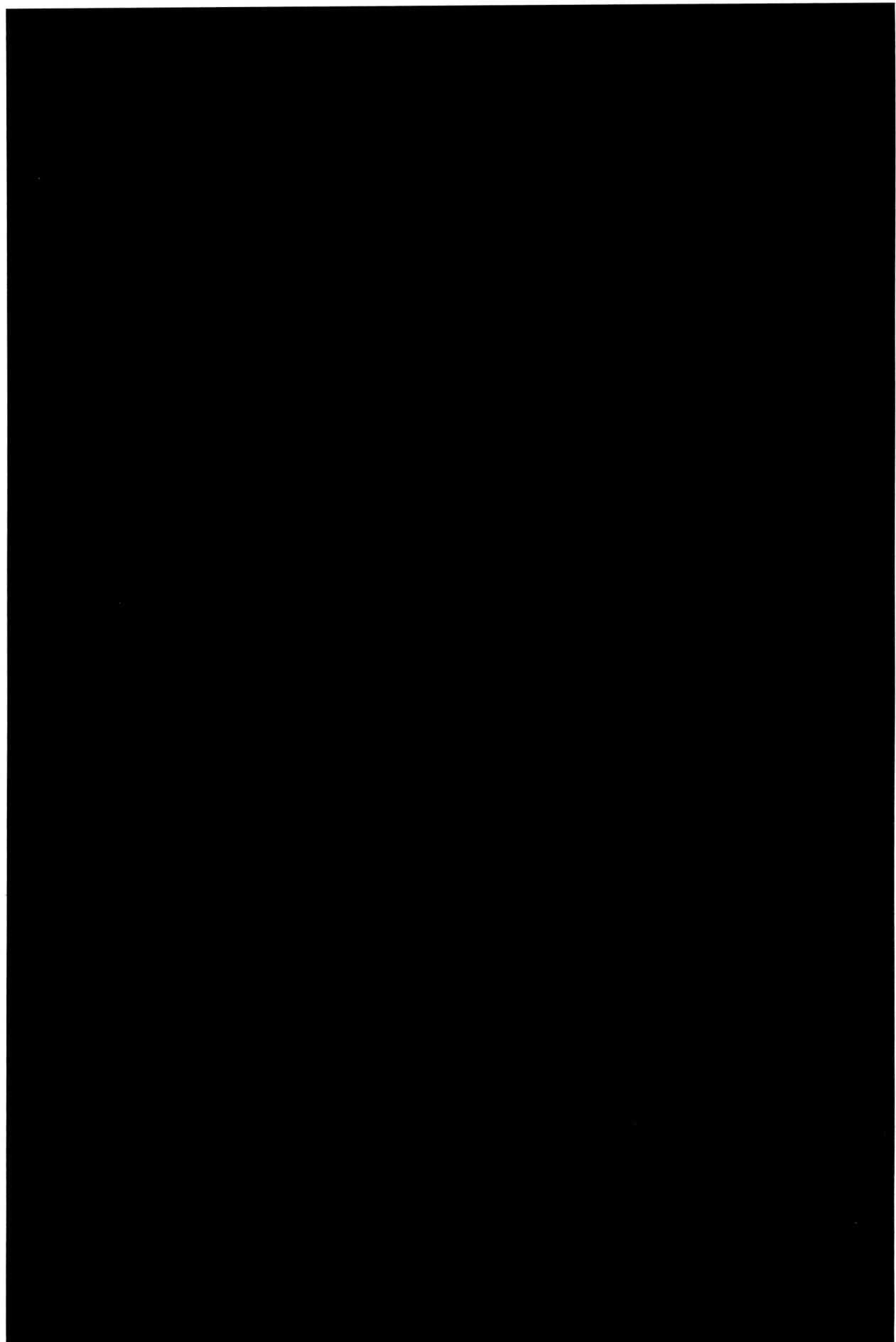
ア 支部においては支部総務課長

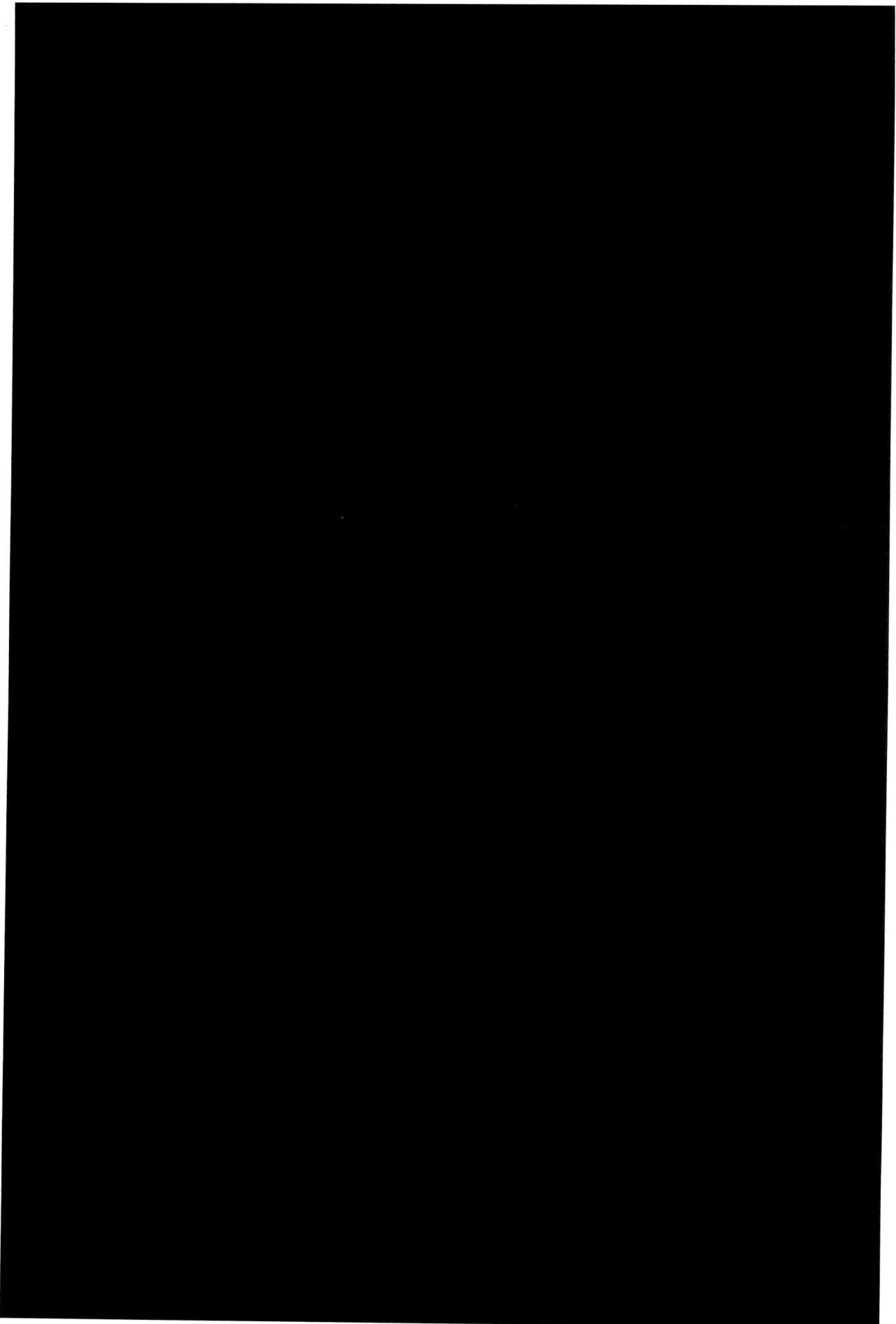
イ 東京区検察庁道路交通部においては道路交通総務課長

ウ その他の管内区検察庁においては統括検務官又は検務専門官（統括検務官の置かれていらない庁に限る。）

(2) 次に掲げるものは、本庁の記録担当統括検務官が保管する。

- ア 本庁の徵収主任から毎月検事正に提出された印紙納付書が添付された印紙納付調査書
- イ 支部長等から年度経過後検事正に提出されたその年度に係る印紙納付書



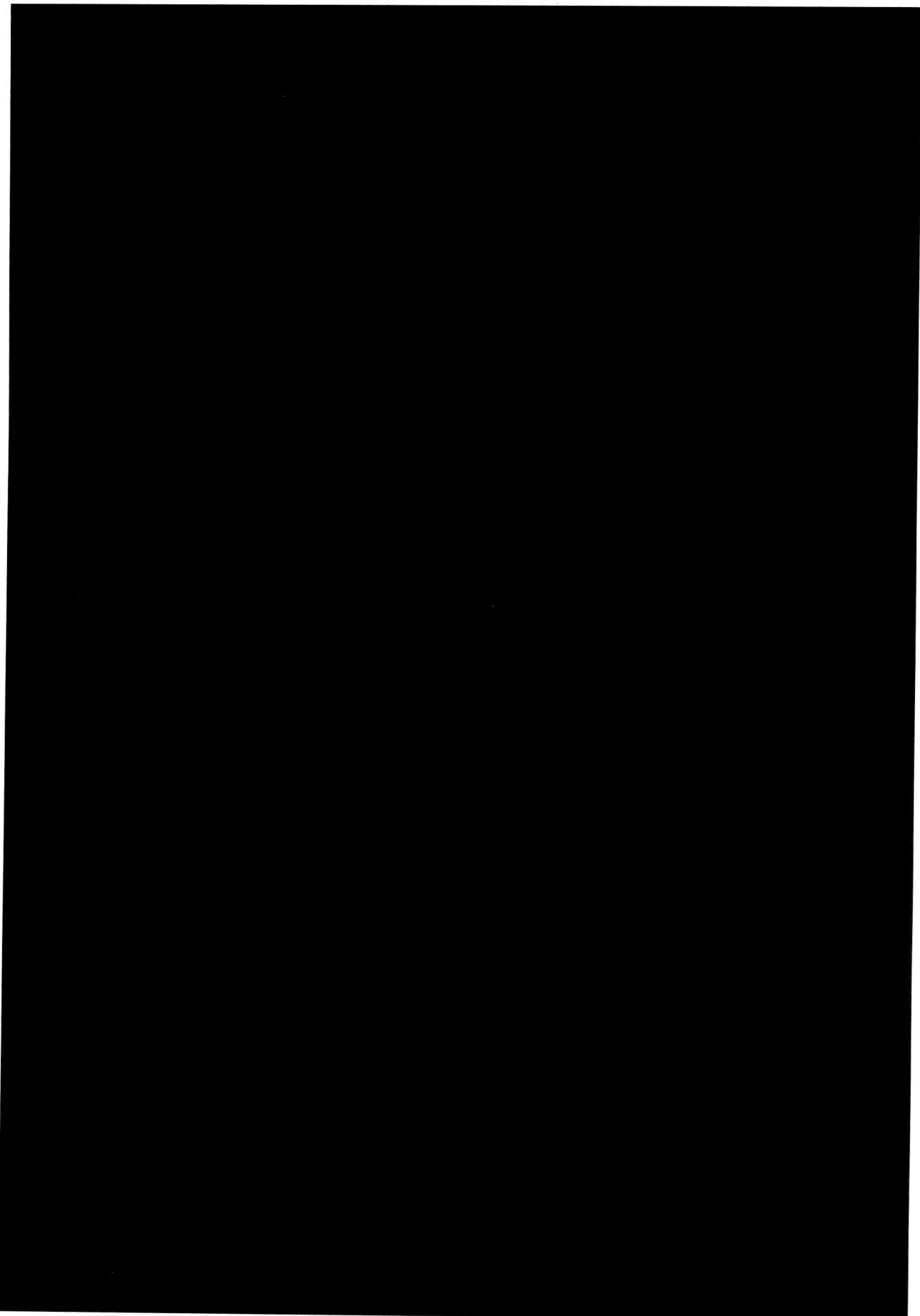


様式第3号

徴 収 金 預 り 書			No.
預り金額	金	円 也	〔現金 印紙〕
ただし、 に対する として 上記金額をお預かりしました。			
年 月 日 檢 察 庁 徴 収 金 保 管 者 殿			

徴 収 金 預 り 書 原 符			No.
預り金額	金	円 也	〔現金 印紙〕
ただし、 に対する として 上記金額をお預かりしました。			
年 月 日 檢 察 庁 徴 収 金 保 管 者 殿			

- 注意
- 1 2枚複写式とし、印刷されている一連の進行番号の連續性を確認して使用すること。
 - 2 誤記入をしたときは、切り捨てことなく斜線を引き、「誤記」と記入すること。
 - 3 未使用分は、進行番号の連續性を点検し、預り金額欄にせん孔すること。



様式第5号

徴 収 金 回 送 書	
第 号	
年 月 日	
御 中	
検察庁 徴収金保管者	
下記の徴収金を回送します。	
回送金額	円 現 金 券 紙
種別	
納付義務者	
回送理由	
備考	

- (注意) 1 回送理由欄には、嘱託年月日等を記入する。
2 領収書*印の欄は、回送庁において記入すること。

様式第6号

徴 収 金 還 付 書	
第 号	
年 月 日	
殿	
検察庁 徴収金保管者	
下記の徴収金を還付します。	
還付金額	円 現 証 印 切 金 券 紙 手
種別	
納付義務者	
還付理由	
備考	

様式第7号

*保管番号	第 号
*徵収・調定番号	年度 号
徵 収 金 領 収 書	
第 号	
年 月 日	
検察庁 徵収金保管者 殿	
印	
下記の徵収金を領収しました。	
領 収 金 額	円 (現金 証券 印紙)
種 別	
納付義務者	

様式第8号

保管番号	第 号	
徴収・調定番号	年度 号	
徴 収 金 領 収 書		
第 号		
年 月 日		
<p style="text-align: center;">検察庁 徴収金保管者 殿</p>		
<p style="text-align: center;">住所</p>		
<p style="text-align: center;">氏名 印</p>		
<p style="text-align: center;">下記の徴収金を領収しました。</p>		
領 収 金 額	円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 現 金 証 券 印 紙 切 手 </div>
摘 要		

